する信書便（以下「信書便」という。）により請求する場合には、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書等の用紙請求」と朱書し、長さ二十三センチメートル幅十二センチメートル程度の返信用封筒（九十円切手を貼り、住所、氏名及び郵便番号を記載することと。）を同封するものとする。

㈡　受験願書及び添付書類の提出　試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添え、平成二十三年五月二十七日（金）までに林野庁森林整備部研究・保全課に提出するものとする。受験願書及び添付書類を郵便又は信書便により提出する場合には、封筒の表面に「林業普及指導員受験願書在中」と朱書し、簡易書留等その引受け及び配達が記録される方法によるものとする。郵便又は信書便による提出は、同日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。受験願書又は添付書類に不備がある ときは、その追完を求める。

ア　森林法施行規則第三十七条第一項各号に掲げる書類

イ　林業改良指導員資格試験合格者にあっては、林業改良指導員資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

ウ　ア及びイの書類の証明事項として受験者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類

㈢　宛先　㈠及び㈡において郵便又は信書便により請求し又は提出する場合の宛先は、郵便番号一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞が関一丁目二番一号林野庁森林整備部研究・保全課とする。

㈣　受験票の交付　受験票は、平成二十三年六月二十日（木）までに受験者に送付する。

㈤　口述試験の通知　口述試験の実施期日等は、平成二十三年十月十三日（木）までに筆記試験に合格した者に通知する。

六　合格者の発表　平成二十三年十二月九日(金)までに、合格者の氏名を公表するとともに、合格者に通知する。

七　個人情報の取扱い　受験願書及び添付書類に記入された個人情報は、試験実施事務のために利用し、法令に基づく開示請求があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しない。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告の一部取消

名古屋地方検察庁一宮支部検察官

平成22年４月21日付け官報（第5298号）12頁３段掲載平成21年検第100095号窃盗等被告事件（平成21年領第228号）にかかる押収物還付公告の下記部分については、これを取り消す。

記

３．財布17個の内１個

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社ウェスコ・ジャパン
２．本店所在地　東京都中央区銀座一丁目19番14号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第2052号
４．行政処分の年月日　平成23年４月19日
５．行政処分の内容
　金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成23年４月19日から平成23年７月18日まで停止すること。

平成 23 年４月 27 日

関東財務局長　森川　卓也

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表公示

資金決済に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．名称　新潟県医薬品小売商業組合
２．代表者の氏名　代表理事　瀬水　昇
３．住所　新潟県新潟市中央区医学町通二番町11番地
４．配当表
⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　17,850,000円　①
⑵　発行保証金の還付手続きに要した費用　103,410円　②
　うち　官報公示費用　74,970円
　　証明書郵送費用　28,440円
⑶　配当の対象となる額（①－②）　17,746,590円
⑷　権利の実行に係る申出等の総額　1,619,000円
⑸　申出者等の人数　316人
⑹　配当の割合　100%
　（申出額10,000円の場合の払渡額10,000円）

※資金決済に関する法律施行令第11条第９項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については歳入徴収官関東財務局総務部次長に支払うこととする。

平成 23 年４月 27 日

関東財務局長　森川　卓也

証 票 無 効

○　所得税、相続税、贈与税、消費税、地方消費税（譲渡割）、印紙税及び地価税に関する質問検査章
平成23年４月11日交付　第2510号
富山税務署　財務事務官　多間　稔　名義分
平成23年４月11日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 23 年４月 27 日　国　税　庁

○　国税収納官吏章
平成23年４月11日交付　第33号
富山税務署　財務事務官　多間　稔　名義分
平成23年４月11日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成 23 年４月 27 日　国　税　庁

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７００４６号
東京都荒川区荒川２丁目２番３号
申立人　東京都荒川区長
本籍東京都台東区元浅草４丁目58番地、最後の住所東京都荒川区南千住３丁目14番７号サンハイム荒川、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日平成22年11月25日、出生の場所茨城県猿島郡香取村大字前林36番屋敷、出生年月日昭和３年２月26日、職業無職
被相続人　亡　武井　和子
事務所東京都港区虎ノ門３丁目16番７号ピュア虎ノ門ビル３階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第８１５２号
石川県金沢市高畠３丁目124番地
申立人　株式会社ラディカルジャパン
本籍不詳、最後の住所石川県金沢市京町17番９号、死亡の場所不詳、死亡年月日不詳、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳
被相続人　亡　住吉小右ェ門
石川県金沢市富樫２丁目５番28号、事務所石川県金沢市保古１丁目266番地３
相続財産管理人　高嶋　昇
金沢家庭裁判所

平成２３年（家）第１３２号
愛知県豊川市諏訪１丁目１番地
申立人　豊川市
代表者市長　山脇　実
本籍愛知県豊川市御津町大草外新田10番地、最後の住所愛知県豊川市御津町西方梨野36番地６　梨野荘Ｃ号、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日平成21年７月14日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和11年１月６日、職業不明
被相続人　亡　橋本　一久
事務所愛知県豊橋市前田町１―２―11　柴田法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　由田　恭子
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２３年（家）第１４８号
愛知県安城市昭和町18番26号昭和レジデンス３．102
申立人　西尾　智世
本籍不明、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町1313番地、死亡の場所和歌山県西牟婁郡白浜町、死亡年月日平成23年１月19日、出生の場所不明、出生年月日昭和５年５月17日、職業無職
被相続人　亡　福田すみ子
事務所和歌山県田辺市朝日ヶ丘13番31号
相続財産管理人　司法書士　廣畑恵理子
和歌山家庭裁判所田辺支部